

(副) **宅地造成に関する工事の変更許可通知書**

※ 変 更 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事の計画の変更 (受 付番号第 規変 号) については、次の条件を付けて許可しましたので、 宅地造成等規制法第 12 条第 3 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により通 知します。				
	横浜市	指令第 年	規変 月	号 日 横浜市長 印	
1	許 可 条 件	別 紙 の と お り			
2	造 成 主 住 所 氏 名	電話 ()			
3	設 計 者 住 所 氏 名	(申告番号) 電話 ()			
4	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	電話 ()			
5	宅 地 の 所 在 及 び 地 番	横浜市 区			
6	宅 地 の 面 積	m ²			
工 事 の 概 要	7	(1) 切土又は盛土をする 土地の面積	m ²		
		(2) 切土又は盛土の土量	切 土	m ³	
	盛 土		m ³		
	(3) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		□ 別 紙 の と お り			
	(4) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
		□ 別 紙 の と お り			
(5) 崖面の保護の方法					
(6) 工事中の危害防止 のための措置					
(7) その他の措置					
8	宅地造成の元許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 規 号			
9	その他必要な事項				

(注意)

- 1 4 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 2 9 欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の変更許可通知書に関する教示について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。